

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

母子父子寡婦福祉資金とは…

母子家庭・父子家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

たとえばこんなとき、ご相談ください

- ・子どもさんが学校に進学するための費用が必要なとき
 - ・仕事をするために必要な技能・能力を習得したいとき
 - ・就職するための準備費用が必要なとき
 - ・公営住宅の入居の際の条件として敷金や前家賃等が必要なとき
 - ・母子家庭・父子家庭になられて間もないため、生活が安定しないとき
 - ・失業や、疾病などのため、生活費や医療費が一時的に足りないとき
- ・・・など

この資金は、過去にこの資金を借りた人の償還金が、あなたへの貸付金の原資となり、また、将来あなたが返済される償還金が、次の借入希望の方への貸付金の原資となる仕組みとなっています。

期限までにあなたからの返済がないと、次の方が借りられないことにもなりかねません。いわばたすけあいの制度です。

●申込み・お問い合わせ先は

○お住まいの市町村の福祉事務所

○島根県健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地 第2分庁舎2F

電話番号 0852-22-6688・6689

メールアドレス bfks@pref.shimane.lg.jp

※ 青少年家庭課ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonen/> ※



島根県

1. 対象となる方

島根県（松江市を除く）にお住まいの方で、

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のない女性
- ・父母のない児童

（所得制限があります）

2. 申請に必要な書類

- (1) 貸付申請書
- (2) 戸籍謄本 ※
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 連帯保証人の住民票
- (5) 島根県税の納税等の証明書
- (6) 前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）
- (7) 資金の種類別に必要な書類（お問い合わせください）
※外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

3. 貸付条件について

資金の種類は「母子父子寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

貸付対象、貸付限度額、貸付を受ける期間、据置期間、償還期限（返済期間）、適用利率については資金の種類により異なります。

返済は、原則月賦償還（毎月返済）・口座振替となります。

また、他の奨学金を利用される場合は、当資金との併用ができない場合があります。

その他詳細についてはお近くの市町村役場か、島根県青少年家庭課までお問い合わせください。

4. 連帯保証人

- (1) 父母のない児童など児童自身が借主になり、修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金の貸付を受けようとするときには、保証能力を有していると認められる連帯保証人1名が必要です。
- (2) 適用利率が無利子の資金以外については、将来の返済時のご負担に配慮し、連帯保証人を立てていただくことを原則とします。

5. 貸付手続きの流れ

- (1) 相談窓口にて申請書等をお渡しします。必要書類をご準備ください。
- (2) 貸付申請受け付け後、後日 **面接と書類審査を行います。**
審査の結果、貸付ができない場合や、減額して貸付を行う場合がありますのでご了承ください。
- (3) 貸付が適当と認められましたら貸付決定通知書と借用書をお送りします。
- (4) 借用書は、借主、連帯借主と連帯保証人等が各自、直筆で署名し、実印を押印した上で、印鑑登録証明書を添付して提出してください。
- (5) 借用書の提出があった後、資金を指定の口座に振り込みます。

6. 償還（返済）について

この資金は、借りられた方からの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸し付ける財源となる、いわば相互たすけあいの制度です。きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返しくください。

償還金（返済金）を納入期限までに納入されない場合は年3%の割合で違約金を徴収します。

また、滞納された場合は、督促や催告をするとともに、連帯保証人にも請求するほか、訪問して状況をお聞かせいただくこととなります。